

三条市デジタル化推進事業業務委託仕様書

1 業務名

三条市デジタル化推進事業業務

2 事業の目的

基幹産業である金属加工を中心とするものづくりに関わる業種（製造業、卸売業等）を対象として、業務効率化に資するソフトウェアサービス等の利用を促進し、社内のワークエンゲージメント向上及び事業収益性の向上を図るもの

3 履行機関

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

(1) コンサルティング業務

ア 課題設定

支援対象企業に対して既存の業務フローのヒアリングを実施した上で、業務効率化に向けた取組課題を設定する。取組課題は、事業の目的や企業のデジタル化の現状、試験導入期間等を考慮し、支援対象企業と協議して設定する。

イ ツール選定

設定した課題を解決するために適切なデジタルツールを提案し、支援対象企業と協議の上、試験導入するデジタルツールを決定する。

ウ デジタルツールの運用に関する助言

試験導入するデジタルツールの試験運用の方法や範囲、業務プロセスの変更等に関して、必要に応じて情報収集・助言等を実施する。

(2) 試験導入支援・検証業務

ア 試験導入の手続き、導入方法等のレクチャーの実施

試験導入に係る手続きを代行又は支援対象企業にレクチャーし、導入方法・使用方法に関する説明を行う。

イ 試験導入のサポート

試験導入期間中に発生した疑問点等に関して、デジタルツール開発企業との調整や、支援対象企業に対する説明等を行う。

ウ 検証

試験導入の状況を確認し、社内への定着に向けて課題の整理等を行う。

エ 試験導入期間後の導入意向の確認

試験導入期間終了時に、試験導入したデジタルツールの継続使用の可否等を確認する。

オ 実績報告書の提出

委託業務終了後、本事業の実施内容及び結果をまとめたものを令和7年3月末までに三条市経済部商工課へ提出する。

5 業務の実施方法

- (1) 本事業における取組課題の数及び試験導入するデジタルツールの数は、支援対象企業1社当たりの見積額の範囲内で実施可能な数とする。
- (2) 業務実施期間は下記を目安とする。ただし、デジタルツールの試験導入期間は2か月以上とする。

ア コンサルティング業務 3か月

イ 試験導入支援・検証業務 2か月

(3) スケジュール (参考)

【第1期：3社支援】

令和6年 6月 支援対象企業公募・審査・支援先決定  
7～9月 コンサルティング業務  
10～11月 試験導入支援・検証業務

【第2期：3社支援】

令和6年 9月 支援対象企業公募・審査・支援先決定  
10～12月 コンサルティング業務  
令和7年 1～2月 試験導入支援・検証業務  
3月 実績報告書の提出

6 委託料上限額

- (1) 委託料の上限額は13,200千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とし、委託業務の内容の実施に係る全ての費用とする（試験導入期間中のデジタルツール利用料を含む）。
- (2) 市内中小企業者1社当たり2,200千円（税込）を上限とし、市内中小企

業者の上限数を6社とする。

7 成果品等の提出について

次の資料を電子データにより委託期間終了までに提出するものとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) その他業務上で作成した資料等

8 その他特記事項

本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と協議して定めるものとする。